

お申込み手続き

- 「申込書兼告知書」に必要事項が記入・押印されているかご確認のうえ、学校訪問する制度推進員にご提出もしくは各校の厚生担当(委員)の方から返信用封筒をお取寄せのうえ、郵送にてご提出ください。
- (以下の「ご相談窓口等」に記載のニッセイ団体保険コールセンターに連絡いただければ返信用封筒の送付等をさせていただきます。)
- 内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正しい内容をご記入ください。

すでに加入されている方へ

- 「申込書兼告知書」の印字内容のご確認をお願いいたします。
- 加入内容を変更(脱退を含みます。)される場合は、「申込書兼告知書」をご提出ください。
- 加入内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますので、提出いただく書類はありません。(掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。また、総合レジャー補償を除いて、年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額・保障額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。)
- グループ保険の死亡保険金受取人を変更または指定代理請求人を指定(変更・取消)される場合は、「死亡保険金受取人指定書」または「指定代理請求人指定書」をご提出ください。(「申込書兼告知書」での受取人変更および指定代理請求人指定(変更・取消)のお取扱いはできません。)
- この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日、指定代理請求人指定(変更・取消)の効力発生日は、「指定代理請求人指定書」を引受保険会社が受付けた日です。
- ご退職予定の方は、「特に重要なお知らせ」28ページをご覧くださいのうえ、団体窓口までご連絡ください。

新規にお申込みされる方へ

- 「新・グループ保険(あんしん)」へのご加入は、本人となる方が宮崎県学校生活協同組合に加入されていることが必須条件となります。(宮崎県学校生活協同組合へのご加入は、ホームページでご案内しております。)
- グループ保険の本人の死亡保険金受取人を本人との続柄が「その他(9)」となる方にされる場合は、「死亡保険金受取人指定書」をあわせてご提出ください。

保険金・給付金請求について

- 保険金・給付金請求につきましては、「特に重要なお知らせ」27ページ「保険金・給付金のご請求方法」をご参照のうえ、以下の各団体窓口へお問合せください。
- ＜グループ保険・医療保障保険・介護保障保険＞
- 義務制・退職後継続加入者：宮崎県学校生活協同組合 0120-29-6011(通話料無料)
- 県立学校加入者：宮崎県高等学校教職員組合 0120-72-8085(通話料無料)
- ＜総合レジャー補償・長期療養収入補償制度＞ 損保取扱代理店 有限会社 学保 0120-79-6014(通話料無料)

ご相談窓口等

- 募集期間中のお問合せ(保険金・給付金請求は除きます。)につきましては、以下のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。
- 《ニッセイ団体保険コールセンター》 0120-775-229(通話料無料)
- グループ保険
医療保障保険
総合レジャー補償
長期療養収入補償制度
- ※お問合せの際には、団体名「宮崎県学校生活協同組合」をお知らせください。
- ※保険金・給付金請求方法に関しては、各団体窓口へご確認ください。
- ※介護保障保険に関しては、介護保障保険窓口へお問合せください。
- ※ご家族からいただくご照会内容によっては、個人情報保護の観点からご回答を制限させていただくことがございます。
- 【受付期間】2025年1月9日(木)~2025年2月28日(金)
- 【受付時間】月曜日~金曜日9:00~17:00(祝日を除く。)
- 募集期間中の介護保障保険のお問合せにつきましては、以下の介護保障保険窓口までお問合せください。
- 《介護保障保険窓口》太陽生命保険株式会社 九州法人営業部 092-474-5908
- 【受付時間】月曜日~金曜日9:00~17:00(祝日・12/30~1/4を除く。)
- 募集期間後のご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。(なお、募集期間後の引受保険会社・損保取扱代理店へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の引受保険会社・損保取扱代理店までご連絡ください。)
- 《団体窓口》宮崎県学校生活協同組合 0120-29-6011(通話料無料)
- 0985-53-6011
- 《県立学校事務取扱窓口》
- 宮崎県高等学校教職員組合 0120-72-8085(通話料無料)
- 0985-72-8080
- 《引受保険会社》●日本生命保険相互会社 企業保険サービス課 0120-123-840(通話料無料)
- ※お問合せの際には、以下の記号証券番号をお知らせください。
- グループ保険:938-9、医療保障保険:900-50125
- 【受付時間 月曜日~金曜日9:00~17:00(祝日・12/31~1/3を除く。)]
- 太陽生命保険株式会社 九州法人営業部 092-474-5908
- あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 宮崎支店 050-3460-1280
- 損害保険ジャパン株式会社 宮崎支店 0985-27-5119
- 《損保取扱代理店》●有限会社 学保 0120-79-6014(通話料無料)
- 日本生命保険相互会社
- 太陽生命保険株式会社

＜「障がい」の表記＞

- グループ保険・医療保障保険では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

宮崎県学校生活協同組合組合員のみなさまへ

【2025年7月1日新規加入・更新】

▶商品内容のご説明



新・グループ保険

あんしん



約8,000名の県内教職員とそのご家族のみなさまに加入いただいています！(2024年7月現在)

- 「新・グループ保険(あんしん)」へのご加入は、本人となる方の宮崎県学校生活協同組合へのご加入が必須条件となります。

グループ保険

死亡保障・高度障がい保障 不慮の事故による障がい保障・入院保障
掛金は団体保険としての割引適用

医療保障保険

病気やケガによる
入院保障
掛金は
団体保険としての
割引適用

介護保障保険

所定の要生活介護状態
になった場合の本人・
配偶者・親の介護保障
掛金は団体保険としての
割引適用

自転車保険義務化に対応！

総合レジャー補償

ケガの補償に5つの
あんしんをセット

約36% 割引適用

長期療養収入 補償制度

病気やケガによる
休職時の収入補償

20% 割引適用

加入資格や年齢条件、保障内容や保険料等の詳細については、当パンフレット・「特に重要なお知らせ」をご確認ください。

●申込締切日／2025年2月28日(金)

●効力発生日／2025年7月1日(火)

【保険期間:2025年7月1日(火)~2026年6月30日(火)】

特に留意いただきたい事項

- 今回、新規加入される制度(増額の場合はその増額部分については2025年7月1日から効力を発生します。効力発生日前に生じた疾病や不慮の事故を原因とする(高度)障がいや入院、要生活介護状態については、保険金・給付金等のお支払対象となりませんのでご注意ください。 ※詳しくは、「特に重要なお知らせ」1ページ以降に記載の「お支払い等に関する詳細について」をご覧ください。
- ホームページ掲載の「特に重要なお知らせ」の中の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。また、「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレット・「特に重要なお知らせ」の中の<ご加入のみなさまへ>とあわせてご確認ください。なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレット(「特に重要なお知らせ」を含みます。)をお読みいただいた後も大切に保管してください。



加入を検討いただく際には「特に重要なお知らせ」を必ずご覧ください。

- ・学校生協ホームページから閲覧できます(通信料がかかります)
- ・冊子の郵送を希望される場合は団体窓口までご連絡ください。
- ※約款は学校生協に備え付けてあります。閲覧を希望される場合はご連絡ください。

宮崎県学校生活協同組合

(県立学校のみなさまは宮崎県高等学校教職員組合が団体窓口となります。)

新・グループ保険（あんしん）の制度概要

※医療保障保険、介護保障保険、総合レジャー補償、長期療養収入補償制度へのお申込みは、グループ保険への本人のご加入が条件となります。

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

グループ保険

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

- ◆死亡保障・高度障がい保障
- ◆不慮の事故による障がい保障・入院保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

- ☐ 保障内容はニーズに合致していますか。
- ☐ ご自身が選択された保障額・掛金、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

医療保障保険

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

- ◆病気やケガによる入院保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

- ☐ 保障内容はニーズに合致していますか。
- ☐ ご自身が選択された保障額・掛金、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

介護保障保険

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

- ◆公的介護保険制度の「要介護2以上」または引受保険会社所定の要生活介護状態に該当した場合の介護保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

- ☐ 保障内容はニーズに合致していますか。
- ☐ ご自身が選択された保障額・掛金、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

総合レジャー補償

当パンフレット(「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

- ☐ 補償の内容(保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合、セットしている特約など)
- ☐ ご契約金額、保険期間、保険料・払込方法
- ☐ 被保険者(補償の対象となる方)の範囲(13ページ)

※申込書兼告知書の記載事項に誤りがないかにつきましてもご確認ください。

長期療養収入補償制度

当パンフレット(「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

- ☐ 補償の内容(保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合、セットしている特約など)
- ☐ ご契約金額、保険期間、保険料・払込方法
- ☐ 被保険者(補償の対象となる方)の範囲(ご本人のみ)

※申込書兼告知書の記載事項に誤りがないかにつきましてもご確認ください。

加入資格

※詳細は17～18ページの「加入資格」を必ずご確認ください。

本人：
宮崎県学校生活協同組合の組合員であること

配偶者・子ども：
「本人」がグループ保険に加入していること
子どもは「本人」の扶養する子どもであること

※本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください

本人：
グループ保険に加入していること

配偶者・子ども：
「本人」が医療保障保険に加入していること
子どもは「本人」の扶養する子どもであること

※本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください

本人：
グループ保険に加入していること

本人の親・配偶者：
「本人」が介護保障保険に加入していること

配偶者の親：
「配偶者」が介護保障保険に加入していること

※本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください

本人：
グループ保険に加入していること

配偶者・子ども：
加入できません

※日常生活賠償などで家族全員が対象になる補償があります。
補償内容については13ページをご参照ください。

本人：
グループ保険に加入していること
告知日時点で正常に勤務されていること

配偶者・子ども：
加入できません

参照ページ

【パンフレット】
3～8ページ
17ページ

【特に重要なお知らせ】
1～ 3ページ
20～24ページ
27～32ページ
37～38ページ
裏表紙

【パンフレット】
9～10ページ
17ページ

【特に重要なお知らせ】
4～6ページ
20～24ページ
27～28ページ
33～38ページ
裏表紙

【パンフレット】
11～12ページ
18ページ

【特に重要なお知らせ】
7ページ
20～23ページ
25ページ
27～28ページ
39～42ページ
裏表紙

【パンフレット】
13～14ページ
18ページ

【特に重要なお知らせ】
9～16ページ
20～23ページ
25ページ
27～28ページ
43～51ページ
裏表紙

【パンフレット】
15ページ
18ページ

【特に重要なお知らせ】
17～23ページ
26ページ
27～28ページ
52～58ページ
裏表紙

グループ保険

医療保障保険

介護保障保険

総合レジャー補償

長期療養収入補償制度

グループ保険

災害保障特約付 子ども特約付 子ども災害保障特約付 年金払特約付 半年払保険料併用特約付 リビング・ニーズ特約付 リビング・ニーズ特約指定代理請求の特則付 新団体定期保険

<グループ保険のポイント!!>

- 団体保険としての割引が適用された掛金です。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。
脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
- 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。
告知に関しては、「特に重要なお知らせ」37～38ページ「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- 退職時に加入していた保障額以下であれば退職後も継続加入いただけます。
詳細は、「特に重要なお知らせ」28ページをご確認ください。
- 万一、余命6カ月以内と判断された場合、リビング・ニーズ特約の特約保険金をお支払いします。
被保険者が子どもの場合は除きます。リビング・ニーズ特約の特約保険金に関する詳細は、「特に重要なお知らせ」1～2ページをご確認ください。
- 加入者は充実した付帯サービスが利用いただけます。
詳細は、別配のピラをご確認ください。

グループ保険 ご案内ムービー
スマートフォン等からのダウンロードはこちら
(通信料がかかります。)



保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

金融庁の公的保険ポータルはこちら



保障内容

グループ保険は、以下の場合等に支払われます。

死亡された場合

所定の高度障がい状態になられた場合

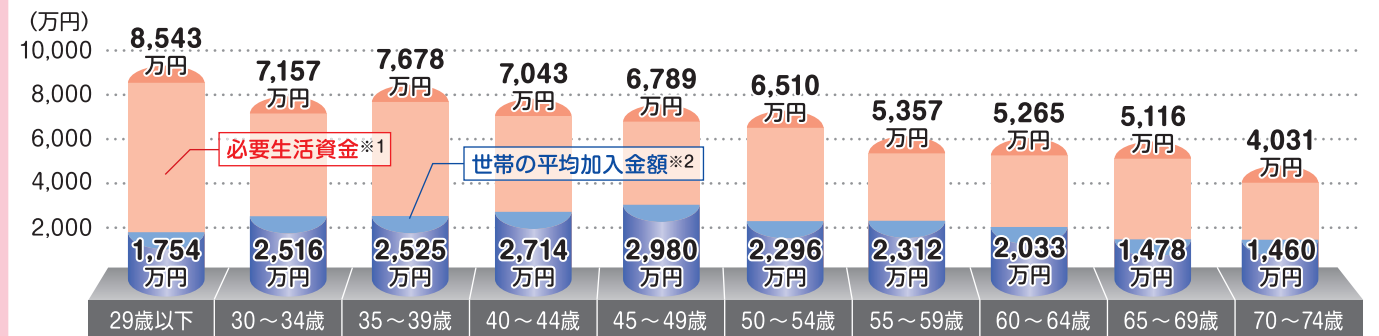
不慮の事故により
・所定の身体障がい状態になられた場合
・5日以上入院された場合

余命6カ月以内と判断された場合

※保障内容に関する詳細や制限事項については、「特に重要なお知らせ」1～3ページ「グループ保険～お支払い等に関する詳細について～」を必ずご確認ください。

保障の必要性

あなたに「もしも」の時、ご家族の暮らしを守ることができますか？



入社を機に最低限の保障の確保を！

ご夫婦だけの生活期！配偶者に対する責任も！

子どもの誕生を機にズシリと重い責任感！

支出が大きくなる責任の重い世代！

夫婦のみの生活期間、退職後も考慮したゆとり生活を



入 社

結 婚

子どもの誕生

子どもの小・中学校入学

子どもの高校・大学入学

子どもの独立・結婚

老後の備え

必要生活資金※1と世帯の平均加入金額※2の実態(年代別)

※1「世帯主に万一のことがあった場合に、残された家族のために必要と考える生活資金・年数はどのくらいか」という質問に対する回答(年間必要額×必要年数)の平均値です。

※2 普通死亡保険金を受取れる生命保険に加入している各世帯における、その保障合計金額の平均額です。(全生保)(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度 生命保険に関する全国実態調査」

葬儀費用

葬儀にかかる費用は？

葬儀費用の合計

平均 **191**万円

葬儀一式費用……………平均131万円
寺院への費用……………平均35万円
通夜からの飲食接待費……平均25万円

(株)ユニクエスト調べ

最低限、葬儀費用だけでも準備しておきましょう！



介護費用

介護にかかる費用は？

自身のための経済的備えも必要だね。

たとえば病気やケガで高度障がい状態となり、介護が必要になった場合、10年間で

約 **996**万円

介護にかかる月々の費用の平均費用
約8.3万円×12カ月×10年で算出。

(公財)生命保険文化センター
「2021(令和3)年度 生命保険に関する全国実態調査」



子どもの教育費は？

	小学校 [6年間]	中学校 [3年間]	高校 [3年間]	大学自宅 (大学下宿) [4年間]
標準コース 小学校～高校/公立、大学/ 私立文系とした場合	約189万円	約151万円	約155万円	約406 (829)万円
オール国公立コース 大学は文系とした場合	約189万円	約151万円	約155万円	約282 (705)万円
オール私立コース 大学は文系とした場合	約974万円	約428万円	約315万円	約406 (829)万円

子どもの教育費は1人当たり 約**901**万円(標準コース、大学自宅の場合)

※大学に進学した場合の教育費を記載しております。
※小学校～高校は年間費用(学校教育費+学校外活動費)です。
※大学は「受験諸費用+入学金等+年間授業料」、下宿の場合は「自宅外通学を始めるための費用」と「仕送り額」を加算しております。
※3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園・保育所・認定こども園等の利用料が無償化されました。ただし、通園送迎費・食材料費・行事費等は自己負担となります。
詳細は、こども家庭庁ホームページ「幼児教育・保育の無償化概要」をご確認ください。(※)

文部科学省「令和3年度子供の学習費調査」「国公立大学の授業料等の推移」「令和3年度私立大学入学に係る初年度学生納付金平均額(定員1人当たり)の調査結果について」(株)日本政策金融公庫「令和3年度教育費負担の実態調査結果」から計算(児童手当(旧子ども手当)は考慮しないものとする)

(※)こども家庭庁ホームページ「幼児教育・保育の無償化概要」を参考に作成(監修:社会保険労務士・CFP®(日本FP協会認定)山本恵子)

保障額										月払掛金(概算) *D1～K1コースについては、左が月払掛金(概算)・右が ボーナス払掛金(概算) です。																												
死亡・高度障がいについての保障額								不慮の事故による死亡・障がい・入院についての上乗せ保障額		保険年齢																												
対象	加入コース	死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	遺族年金(死亡保険金を年金で受取る場合)				災害 保険金額	障がい給付金額 (障がい等級 1級～6級※1)	入院給付金額 (5日以上 入院のとき) 1日につき ※2	15歳～35歳 H2.1.2生 H23.1.1生		36歳～40歳 S60.1.2生 H2.1.1生		41歳～45歳 S55.1.2生 S60.1.1生		46歳～50歳 S50.1.2生 S55.1.1生		51歳～55歳 S45.1.2生 S50.1.1生		56歳～60歳 S40.1.2生 S45.1.1生		61歳～65歳 S35.1.2生 S40.1.1生		66歳～69歳 S31.1.2生 S35.1.1生	70歳 S30.1.2生 S31.1.1生	71歳 S29.1.2生 S30.1.1生	72歳 S28.1.2生 S29.1.1生	73歳 S27.1.2生 S28.1.1生	74歳 S26.1.2生 S27.1.1生	75歳 S25.1.2生 S26.1.1生								
			年金 受取 期間	年 金 月 額						年 金 総 額	ボーナス 払掛金	ボーナス 払掛金	ボーナス 払掛金	ボーナス 払掛金	ボーナス 払掛金	ボーナス 払掛金	ボーナス 払掛金	ボーナス 払掛金	ボーナス 払掛金	ボーナス 払掛金	ボーナス 払掛金	ボーナス 払掛金	ボーナス 払掛金	ボーナス 払掛金	ボーナス 払掛金	ボーナス 払掛金	ボーナス 払掛金	ボーナス 払掛金	ボーナス 払掛金	ボーナス 払掛金	ボーナス 払掛金	ボーナス 払掛金	ボーナス 払掛金	ボーナス 払掛金				
本人女性	ボーナス払併用	D1	3,800万円	25年	約10.2万円	約13.9万円	約17.5万円	約4,171万円	800万円	800～80万円	12,000円	2,720	3,060	3,672	5,060		4,148	6,060	5,464	8,820	7,172	12,410	9,104	16,460	11,904	22,340	年齢により、申込みいただける保険金額に制限があります。 保険年齢66歳～69歳の方： 加入いただける保険金額は1,400万円以下 保険年齢70歳～75歳の方： 加入いただける保険金額は350万円以下											
		F1	3,100万円	20年	約10.7万円	約13.8万円	約16.9万円	約3,327万円	600万円	600～60万円	9,000円	2,090	3,060	2,804	5,060		3,161	6,060	4,148	8,820	5,429	12,410	6,878	16,460	8,978	22,340												
		H1	2,400万円	15年	約11.5万円	約14.0万円	約16.4万円	約2,520万円	400万円	400～40万円	6,000円	1,460	3,060	1,936	5,060		2,174	6,060	2,832	8,820	3,686	12,410	4,652	16,460	6,052	22,340												
		J1	1,800万円	10年	約13.5万円	約15.4万円	約17.2万円	約1,849万円	300万円	300～30万円	4,500円	1,145	2,295	1,502	3,795		1,680	4,545	2,174	6,615	2,814	9,307	3,539	12,345	4,589	16,755												
		K1	1,200万円	10年	約 9.0万円	約10.2万円	約11.4万円	約1,233万円	200万円	200～20万円	3,000円	830	1,530	1,068	2,530		1,187	3,030	1,516	4,410	1,943	6,205	2,426	8,230	3,126	11,170												
	月払のみ	S	4,200万円	25年	約11.3万円	約15.3万円	約19.4万円	約4,610万円	1,000万円	1,000～100万円	15,000円	3,714	5,142	5,856	7,830	10,392	13,290	17,490																				
		A	3,850万円	25年	約10.3万円	約14.0万円	約17.8万円	約4,226万円	1,000万円	1,000～100万円	15,000円	3,532	4,841	5,495	7,305	9,653	12,310	16,160																				
		B	3,500万円	25年	約 9.4万円	約12.8万円	約16.1万円	約3,842万円	1,000万円	1,000～100万円	15,000円	3,350	4,540	5,135	6,780	8,915	11,330	14,830																				
		C	3,150万円	25年	約8.4万円	約11.5万円	約14.5万円	約3,458万円	900万円	900～90万円	13,500円	3,035	4,106	4,641	6,122	8,043	10,217	13,367																				
		D	2,800万円	25年	約 7.5万円	約10.2万円	約12.9万円	約3,073万円	800万円	800～80万円	12,000円	2,720	3,672	4,148	5,464	7,172	9,104	11,904																				
		E	2,450万円	20年	約 8.5万円	約10.9万円	約13.3万円	約2,630万円	700万円	700～70万円	10,500円	2,405	3,238	3,654	4,806	6,300	7,991	10,441																				
		F	2,100万円	20年	約 7.3万円	約 9.3万円	約11.4万円	約2,254万円	600万円	600～60万円	9,000円	2,090	2,804	3,161	4,148	5,429	6,878	8,978																				
		G	1,750万円	15年	約 8.4万円	約10.2万円	約11.9万円	約1,837万円	500万円	500～50万円	7,500円	1,775	2,370	2,667	3,490	4,557	5,765	7,515																				
		H	1,400万円	15年	約 6.7万円	約 8.1万円	約 9.5万円	約1,470万円	400万円	400～40万円	6,000円	1,460	1,936	2,174	2,832	3,686	4,652	6,052	7,914																			
		J	1,050万円	10年	約 7.9万円	約 8.9万円	約10.0万円	約1,079万円	300万円	300～30万円	4,500円	1,145	1,502	1,680	2,174	2,814	3,539	4,589	5,985																			
		K	700万円	10年	約 5.2万円	約 5.9万円	約 6.7万円	約 719万円	200万円	200～20万円	3,000円	830	1,068	1,187	1,516	1,943	2,426	3,126	4,057																			
		L	350万円	5年	約 5.5万円	約 5.8万円	約 6.2万円	約 352万円	100万円	100～10万円	1,500円	515	634	693	858	1,071	1,313	1,663	2,128	2,128	2,713	2,986	3,308	3,658	4,043													
		M	210万円	5年	約 3.3万円	約 3.5万円	約 3.7万円	約 211万円	60万円	60～6万円	900円	【※注】		495	594	722	867	1,077	1,356	1,356	1,707	1,870	2,064	2,274	2,505													
配偶者へ男性・こども	月払のみ	1,050万円	●配偶者・こどもの保険金は、一時金でのお受取りのみとなります。 ●配偶者・こどもの保険金額は、本人と同額もしくはそれ以下となります。 ※ただし、本人がK1コースにご加入の場合、配偶者の保険金額は、700万円が上限となります。 (災害保険金額も本人以下である必要があるため)						300万円	300～30万円	4,500円	1,273	1,494	1,861	2,512	3,604	5,253	7,962	11,595	年齢により、申込みいただける保険金額に制限があります。 保険年齢70歳～75歳の方： 加入いただける保険金額は350万円以下																		
		700万円							200万円	200～20万円	3,000円	849	996	1,241	1,675	2,403	3,502	5,308	7,730																			
		350万円							100万円	100～10万円	1,500円	424	498	620	837	1,201	1,751	2,654	3,865	3,865	5,016	5,538	6,136	6,833	7,655													
		210万円							60万円	60～6万円	900円	253	298	371	501	720	1,049	1,591	2,318	2,318	3,009	3,322	3,681	4,099	4,592													
	こども	350万円							100万円	100～10万円	1,500円	保険年齢3歳～22歳 (H15.1.2生 ～ R5.1.1生) 一律 385 円																										
		210万円							60万円	60～6万円	900円	保険年齢3歳～22歳 (H15.1.2生 ～ R5.1.1生) 一律 231 円																										

※1 障がい給付金の額は、障がいの程度(障がい等級)に応じて定まります。不慮の事故により障がい等級1級となった場合は高度障がい保険金があわせて支払われます。
※2 不慮の事故により5日以上入院された場合に支払われます。ただし、同一の不慮の事故による入院について、120日(入院日数)を限度とします。

●上記の年金額は、2024年7月11日現在において、この保険契約の引受保険会社各社が更新後の保険期間に適用する予定の基礎率(予定利率等)に基づき計算しております。実際に受取ることができる年金額は、年金基金設定時の引受保険会社各社の基礎率(予定利率等)および引受割合をもとに計算されるため、金融情勢等によっては、上記の年金額が増減することがあります。

●ボーナス払掛金の保障範囲は、主契約(死亡・高度障がい)部分のみのため、不慮の事故による上乗せ保障はありません。

【※注】年齢により、申込みいただける保険金額に制限があります。
保険年齢15歳～40歳の方が加入いただける保険金額は350万円以上です。

●《本人・配偶者》の掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、更新日(今回は2025年7月1日)から適用します。
なお、掛金は、総保険金額規模による割引が適用されており、上記の掛金は、総保険金額が500億円以上1,000億円未満の場合の掛金になります。

●掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。《こども》の掛金は1人あたりの確定掛金です。

●記載の掛金は、確定掛金を含め、2024年9月25日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。

●当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。
※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
(例:19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)

●本人の月払掛金には、制度運営費200円(一律)が含まれています。

退職後継続加入できる保障額については制限があります。詳しくは「特に重要なお知らせ」28ページをご確認ください。

保障額と掛金										(掛金の単位：円)																			
本人男性		保障額								月払掛金(概算) *D1～K1コースについては、左が月払掛金(概算)・右がボーナス払掛金(概算)です。																			
		死亡・高度障がいについての保障額						不慮の事故による死亡・障がい・入院についての上乗せ保障額		保険年齢																			
		死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	遺族年金(死亡保険金を年金で受取る場合)				災害 保険金額	障がい給付金額 (障がい等級 1級～6級※1)	入院給付金額 (5日以上 入院のとき) 1日につき ※2	15歳～35歳 H2.1.2生 H23.1.1生	36歳～40歳 S60.1.2生 H2.1.1生	41歳～45歳 S55.1.2生 S60.1.1生	46歳～50歳 S50.1.2生 S55.1.1生	51歳～55歳 S45.1.2生 S50.1.1生	56歳～60歳 S40.1.2生 S45.1.1生	61歳～65歳 S35.1.2生 S40.1.1生	66歳～69歳 S31.1.2生 S35.1.1生	70歳 S30.1.2生	71歳 S29.1.2生	72歳 S28.1.2生	73歳 S27.1.2生	74歳 S26.1.2生	75歳 S25.1.2生						
年金受取期間	初年度		平均	最終年度	年金総額	ボーナス払掛金				ボーナス払掛金	ボーナス払掛金	ボーナス払掛金	ボーナス払掛金	ボーナス払掛金	ボーナス払掛金	ボーナス払掛金	ボーナス払掛金	76歳 S24.1.2生	77歳 S23.1.2生	78歳 S22.1.2生	79歳 S21.1.2生	80歳 S20.1.2生	81歳 S19.1.2生	82歳 S18.1.2生	83歳 S17.1.2生	84歳 S16.1.2生	85歳 S15.1.2生		
本人男性	ボーナス払併用	D1	3,800万円	25年	約10.2万円	約13.9万円	約17.5万円	約4,171万円	800万円	800～80万円	12,000円	3,596	4,650	4,184	5,880		5,164	7,940	6,900	11,580	9,812	17,700	14,208	26,930	21,432	42,100	年齢により、申込みいただける保険金額に制限があります。 保険年齢66歳～69歳の方： 加入いただける保険金額は1,400万円以下 保険年齢70歳～75歳の方： 加入いただける保険金額は350万円以下		
		F1	3,100万円	20年	約10.7万円	約13.8万円	約16.9万円	約3,327万円	600万円	600～60万円	9,000円	2,747	4,650	3,188	5,880		3,923	7,940	5,225	11,580	7,409	17,700	10,706	26,930	16,124	42,100			
		H1	2,400万円	15年	約11.5万円	約14.0万円	約16.4万円	約2,520万円	400万円	400～40万円	6,000円	1,898	4,650	2,192	5,880		2,682	7,940	3,550	11,580	5,006	17,700	7,204	26,930	10,816	42,100			
		J1	1,800万円	10年	約13.5万円	約15.4万円	約17.2万円	約1,849万円	300万円	300～30万円	4,500円	1,473	3,487	1,694	4,410		2,061	5,955	2,712	8,685	3,804	13,275	5,453	20,197	8,162	31,575			
		K1	1,200万円	10年	約 9.0万円	約10.2万円	約11.4万円	約1,233万円	200万円	200～20万円	3,000円	1,049	2,325	1,196	2,940		1,441	3,970	1,875	5,790	2,603	8,850	3,702	13,465	5,508	21,050			
	月払のみ	S	4,200万円	25年	約11.3万円	約15.3万円	約19.4万円	約4,610万円	1,000万円	1,000～100万円	15,000円	4,998	5,880	7,350	9,954	14,322	20,916	31,752											
		A	3,850万円	25年	約10.3万円	約14.0万円	約17.8万円	約4,226万円	1,000万円	1,000～100万円	15,000円	4,721	5,530	6,877	9,264	13,268	19,313	29,246											
		B	3,500万円	25年	約 9.4万円	約12.8万円	約16.1万円	約3,842万円	1,000万円	1,000～100万円	15,000円	4,445	5,180	6,405	8,575	12,215	17,710	26,740											
		C	3,150万円	25年	約8.4万円	約11.5万円	約14.5万円	約3,458万円	900万円	900～90万円	13,500円	4,020	4,682	5,784	7,737	11,013	15,959	24,086											
		D	2,800万円	25年	約 7.5万円	約10.2万円	約12.9万円	約3,073万円	800万円	800～80万円	12,000円	3,596	4,184	5,164	6,900	9,812	14,208	21,432											
		E	2,450万円	20年	約 8.5万円	約10.9万円	約13.3万円	約2,630万円	700万円	700～70万円	10,500円	3,171	3,686	4,543	6,062	8,610	12,457	18,778											
		F	2,100万円	20年	約 7.3万円	約 9.3万円	約11.4万円	約2,254万円	600万円	600～60万円	9,000円	2,747	3,188	3,923	5,225	7,409	10,706	16,124											
		G	1,750万円	15年	約 8.4万円	約10.2万円	約11.9万円	約1,837万円	500万円	500～50万円	7,500円	2,322	2,690	3,302	4,387	6,207	8,955	13,470											
		H	1,400万円	15年	約 6.7万円	約 8.1万円	約 9.5万円	約1,470万円	400万円	400～40万円	6,000円	1,898	2,192	2,682	3,550	5,006	7,204	10,816	15,660										
		J	1,050万円	10年	約 7.9万円	約 8.9万円	約10.0万円	約1,079万円	300万円	300～30万円	4,500円	1,473	1,694	2,061	2,712	3,804	5,453	8,162	11,795										
		K	700万円	10年	約 5.2万円	約 5.9万円	約 6.7万円	約 719万円	200万円	200～20万円	3,000円	1,049	1,196	1,441	1,875	2,603	3,702	5,508	7,930										
		L	350万円	5年	約 5.5万円	約 5.8万円	約 6.2万円	約 352万円	100万円	100～10万円	1,500円	624	698	820	1,037	1,401	1,951	2,854	4,065	4,065	5,216	5,738	6,336	7,033	7,855				
		M	210万円	5年	約 3.3万円	約 3.5万円	約 3.7万円	約 211万円	60万円	60～6万円	900円	【※注】		571	701	920	1,249	1,791	2,518	2,518	3,209	3,522	3,881	4,299	4,792				
配偶者へ女性・子ども	月払のみ	1,050万円	●配偶者・子どもの保険金は、一時金でのお受取りのみとなります。 ●配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額もしくはそれ以下となります。 ※ただし、本人がK1コースにご加入の場合、配偶者の保険金額は、700万円が上限となります。 (災害保険金額も本人以下である必要があるため)						300万円	300～30万円	4,500円	945	1,302	1,480	1,974	2,614	3,339	4,389	5,785	年齢により、申込みいただける保険金額に制限があります。 保険年齢70歳～75歳の方： 加入いただける保険金額は350万円以下									
		700万円							200万円	200～20万円	3,000円	630	868	987	1,316	1,743	2,226	2,926	3,857										
		350万円							100万円	100～10万円	1,500円	315	434	493	658	871	1,113	1,463	1,928	1,928	2,513	2,786	3,108	3,458	3,843				
		210万円							60万円	60～6万円	900円	188	259	295	394	522	667	877	1,156	1,156	1,507	1,670	1,864	2,074	2,305				
	子ども	350万円	100万円	100～10万円	1,500円	保険年齢3歳～22歳（H15.1.2生～R5.1.1生）一律385円																							
		210万円	60万円	60～6万円	900円	保険年齢3歳～22歳（H15.1.2生～R5.1.1生）一律231円																							

※1 障がい給付金の額は、障がいの程度(障がい等級)に応じて定まります。不慮の事故により障がい等級1級となった場合は高度障がい保険金があわせて支払われます。
※2 不慮の事故により5日以上入院された場合に支払われます。ただし、同一の不慮の事故による入院について、120日(入院日数)を限度とします。

●上記の年金額は、2024年7月11日現在において、この保険契約の引受保険会社各社が更新後の保険期間に適用する予定の基礎率(予定利率等)に基づき計算しております。実際に受取ることができる年金額は、年金基金設定時の引受保険会社各社の基礎率(予定利率等)および引受割合をもとに計算されるため、金融情勢等によっては、上記の年金額が増減することがあります。

●ボーナス払掛金の保障範囲は、主契約(死亡・高度障がい)部分のみのため、不慮の事故による上乗せ保障はありません。

【※注】年齢により、申込みいただける保険金額に制限があります。
保険年齢15歳～40歳の方が加入いただける保険金額は350万円以上です。

●《本人・配偶者》の掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、更新日(今回は2025年7月1日)から適用します。
なお、掛金は、総保険金額規模による割引が適用されており、上記の掛金は、総保険金額が500億円以上1,000億円未満の場合の掛金になります。

●掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。

●《こども》の掛金は1人あたりの確定掛金です。
記載の掛金は、確定掛金を含め、2024年9月25日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。

●当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。
※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
(例:19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)

●本人の月払掛金には、制度運営費200円(一律)が含まれています。

退職後継続加入できる保障額については制限があります。詳しくは「特に重要なお知らせ」28ページをご確認ください。

＜医療保障保険のポイント！！＞

- 団体保険としての割引が適用された掛金です。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。
脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
- 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。
告知に関しては、「特に重要なお知らせ」37～38ページ「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- 退職時に加入していた保障額以下であれば退職後も継続加入いただけます。
詳細は、「特に重要なお知らせ」28ページをご確認ください。

保障内容

給付の名称	お支払事由	お支払額	お支払限度
入院給付金	病気やケガで継続して2日以上入院された場合 (1日目からお支払い)	入院給付金日額×入院日数	【1回の入院】 124日 【通算】 700日

※支払日数制限については、「特に重要なお知らせ」4～6ページ「医療保障保険～お支払い等に関する詳細について～<ご加入のみなさまへ>」をご参照ください。

保障額と月払掛金表(概算)

対 象	本 人			配偶者	
加入コース (入院給付金日額)	10,000円 コース	8,000円 コース	5,000円 コース	5,000円 コース	3,000円 コース
保険年齢					
15歳～20歳 (H17.1.2生～H23.1.1生)	2,100円	1,710円	1,125円	975円	585円
21歳～25歳 (H12.1.2生～H17.1.1生)	2,690円	2,182円	1,420円	1,270円	762円
26歳～30歳 (H 7.1.2生～H12.1.1生)	3,090円	2,502円	1,620円	1,470円	882円
31歳～35歳 (H 2.1.2生～H 7.1.1生)	3,210円	2,598円	1,680円	1,530円	918円
36歳～40歳 (S60.1.2生～H 2.1.1生)	3,250円	2,630円	1,700円	1,550円	930円
41歳～45歳 (S55.1.2生～S60.1.1生)	3,580円	2,894円	1,865円	1,715円	1,029円
46歳～50歳 (S50.1.2生～S55.1.1生)	4,210円	3,398円	2,180円	2,030円	1,218円
51歳～55歳 (S45.1.2生～S50.1.1生)	5,350円	4,310円	2,750円	2,600円	1,560円
56歳～60歳 (S40.1.2生～S45.1.1生)	6,930円	5,574円	3,540円	3,390円	2,034円
61歳～65歳 (S35.1.2生～S40.1.1生)	9,520円	7,646円	4,835円	4,685円	2,811円
66歳～69歳 (S31.1.2生～S35.1.1生)	13,490円	10,822円	6,820円	6,670円	4,002円

対 象	こ ども	
加入コース (入院給付金日額)	5,000円 コース	3,000円 コース
保険年齢		
0歳～22歳 (H15.1.2生～)	1,080円	648円

- 上記は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に加入者数等に基づき算出し、更新日(今回は2025年7月1日)から適用します。掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保障額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。
- 掛金は2024年9月25日現在の引受保険会社の保険料率等に基づいております。
- 本人の月払掛金には、制度運営費150円(一律)が含まれています。
- 当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。
※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
(例：19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)

● 保障内容に関する詳細や制限事項については、「特に重要なお知らせ」4～6ページ「医療保障保険～お支払い等に関する詳細について～<ご加入のみなさまへ>」を必ずご確認ください。

保障の必要性

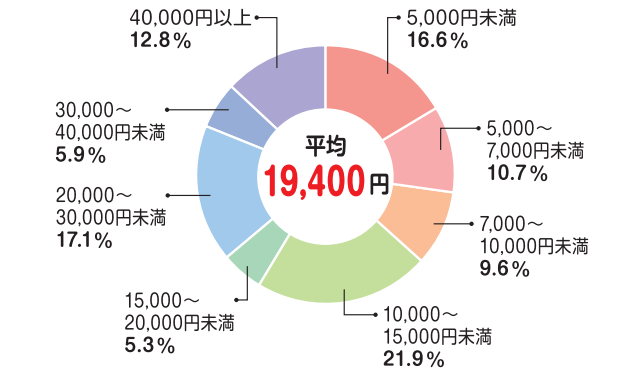
入院にはさまざまな費用がかかります。



※当記載内容は、2023年12月現在の公的医療保険制度に基づきます。監修：社会保険労務士・CFP®(日本FP協会認定)山本恵子

入院経験者(過去1年間)の1日あたりの自己負担費用

治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額



地方自治体の助成により、医療費が軽減される場合があります。

対象期間	助成内容	所得制限
0～15歳到達後 最初の年度末	健康保険診療の自己負担分 ※ただし、小中学生の外来は 1医療機関あたり月額200円の 自己負担あり	なし

※助成に、所得制限を設けている自治体もあります。
詳しくは管轄の自治体にご確認ください。
※2024年9月現在
宮崎市ホームページ「子ども医療費の助成について」

(公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度 生活保障に関する調査」

◆給付金のお支払事由

- 【入院給付金】
- お支払いは、責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、2日以上継続して入院をされた場合にかぎります。
- お支払いの対象となる入院は、保険期間中に治療を目的として医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等と引受保険会社が認める日本国外の医療施設に入院した場合にかぎります。
- お支払いは、1回の入院について124日分、通算して700日分を限度(*)とします。
- (*) 給付限度については、更新前後のお支払日数を通算します。
- (ご注意) 給付金をお支払いできないことがあります。お支払いに関する詳細は「特に重要なお知らせ」4～6ページ「医療保障保険～お支払い等に関する詳細について～<ご加入のみなさまへ>」をご覧ください。

＜介護保障保険のポイント！！＞

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。
脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
 - 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。
告知に関しては、介護保障保険専用「おひさまねっと」の「正しい告知をいただくために」をご覧ください。
告知事項に該当する場合には加入・増額できません。
 - 退職時に加入していた保障額以下であれば退職後も継続加入いただけます。
詳細は、「特に重要なお知らせ」28ページの「退職後継続加入制度について」をご確認ください。
 - 本人・配偶者のご両親も加入することができます。
遠隔地にお住まいのご両親の場合、組合員（主たる被保険者）本人が代理して入力・告知等の手続きをすることができます。ご両親の介護に対する経済的負担を軽減できます。
- ＜留意事項＞
- 介護保障保険は、グループ保険に加入している（今回加入する場合を含む）方のみお申込みができます。
 - 新規申込み・加入内容の確認・変更は、介護保障保険専用の「おひさまねっと」でお手続きができます。
別紙「おひさまねっと利用の流れ」チラシをご確認ください。

こちらから



団体アクセスキー
kaigo00

保障額と月払掛金表(概算)

本人・配偶者コース

対 象		本 人			配偶者			
加入コース (生活介護保険金)	性別	600万円 コース	300万円 コース	100万円 コース	性別	600万円 コース	300万円 コース	100万円 コース
保険年齢								
15歳～35歳 (H2.1.1生～ H22.12.31生)	男性	1,062 円	606 円	302 円	男性	912 円	456 円	152 円
	女性	1,056 円	603 円	301 円	女性	906 円	453 円	151 円
36歳～40歳 (S60.1.1生～ H1.12.31生)	男性	1,110 円	630 円	310 円	男性	960 円	480 円	160 円
	女性	1,074 円	612 円	304 円	女性	924 円	462 円	154 円
41歳～45歳 (S55.1.1生～ S59.12.31生)	男性	1,164 円	657 円	319 円	男性	1,014 円	507 円	169 円
	女性	1,098 円	624 円	308 円	女性	948 円	474 円	158 円
46歳～50歳 (S50.1.1生～ S54.12.31生)	男性	1,278 円	714 円	338 円	男性	1,128 円	564 円	188 円
	女性	1,158 円	654 円	318 円	女性	1,008 円	504 円	168 円
51歳～55歳 (S45.1.1生～ S49.12.31生)	男性	1,500 円	825 円	375 円	男性	1,350 円	675 円	225 円
	女性	1,296 円	723 円	341 円	女性	1,146 円	573 円	191 円
56歳～60歳 (S40.1.1生～ S44.12.31生)	男性	1,944 円	1,047 円	449 円	男性	1,794 円	897 円	299 円
	女性	1,578 円	864 円	388 円	女性	1,428 円	714 円	238 円
61歳～65歳 (S35.1.1生～ S39.12.31生)	男性	2,832 円	1,491 円	597 円	男性	2,682 円	1,341 円	447 円
	女性	2,220 円	1,185 円	495 円	女性	2,070 円	1,035 円	345 円
66歳～69歳 (S31.1.1生～ S34.12.31生)	男性	4,776 円	2,463 円	921 円	男性	4,626 円	2,313 円	771 円
	女性	3,672 円	1,911 円	737 円	女性	3,522 円	1,761 円	587 円
70歳 (S30.1.1生～ S30.12.31生)	男性	年齢により、申込みいただける 保険金額に制限があります。 【※注】	2,463 円	921 円	男性	年齢により、申込みいただける 保険金額に制限があります。 【※注】	2,313 円	771 円
	女性		1,911 円	737 円	女性		1,761 円	587 円
71歳 (S29.1.1生～ S29.12.31生)	男性		3,504 円	1,268 円	男性		3,354 円	1,118 円
	女性		2,721 円	1,007 円	女性		2,571 円	857 円
72歳 (S28.1.1生～ S28.12.31生)	男性		3,945 円	1,415 円	男性		3,795 円	1,265 円
	女性		3,093 円	1,131 円	女性		2,943 円	981 円
73歳 (S27.1.1生～ S27.12.31生)	男性		4,479 円	1,593 円	男性		4,329 円	1,443 円
	女性		3,531 円	1,277 円	女性		3,381 円	1,127 円
74歳 (S26.1.1生～ S26.12.31生)	男性		5,088 円	1,796 円	男性		4,938 円	1,646 円
	女性		4,056 円	1,452 円	女性		3,906 円	1,302 円
75歳 (S25.1.1生～ S25.12.31生)	男性		5,757 円	2,019 円	男性		5,607 円	1,869 円
	女性		4,680 円	1,660 円	女性		4,530 円	1,510 円

● 配偶者の加入には本人の加入が条件となります。また、配偶者の保険金額は本人と同額もしくはそれ以下となります。

11 【※注】保険年齢 70 歳～ 75 歳の方が加入いただける保険金額は 3 0 0 万円以下です。

■こんな時、生活介護保険金を受け取れます。

公的介護保険制度の「要介護 2 以上」に認定された場合、または引受保険会社所定の
要生活介護状態が 1 8 0 日継続した場合

引受保険会社所定の要生活介護状態とは以下のいずれかの状態をいいます。

- (1) 下記の項目の 1 から 5 のうち 2 項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
- (2) 器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき

- 1. 歩行 2. 衣服の着脱 3. 入浴 4. 食物の摂取 5. 排泄



※保障内容に関する詳細や制限事項については、「特に重要なお知らせ」7 ページ「介護保障保険～お支払い等に関する詳細について～」を必ずご確認ください。

保障額と月払掛金表(概算)

親コース 本人・配偶者の実父母が加入できます！

対 象	実父(男性)		実母(女性)		対 象	実父(男性)		実母(女性)	
加入コース (生活介護保険金)	300万円 コース	100万円 コース	300万円 コース	100万円 コース	加入コース (生活介護保険金)	300万円 コース	100万円 コース	300万円 コース	100万円 コース
保険年齢					保険年齢				
40歳～45歳 (S55.1.1生～ S60.12.31生)	507 円	169 円	474 円	158 円	76歳 (S24.1.1生～ S24.12.31生)	6,372 円	2,124 円	5,232 円	1,744 円
46歳～50歳 (S50.1.1生～ S54.12.31生)	564 円	188 円	504 円	168 円	77歳 (S23.1.1生～ S23.12.31生)	7,242 円	2,414 円	6,093 円	2,031 円
51歳～55歳 (S45.1.1生～ S49.12.31生)	675 円	225 円	573 円	191 円	78歳 (S22.1.1生～ S22.12.31生)	8,256 円	2,752 円	7,152 円	2,384 円
56歳～60歳 (S40.1.1生～ S44.12.31生)	897 円	299 円	714 円	238 円	79歳 (S21.1.1生～ S21.12.31生)	9,411 円	3,137 円	8,340 円	2,780 円
61歳～65歳 (S35.1.1生～ S39.12.31生)	1,341 円	447 円	1,035 円	345 円	80歳 (S20.1.1生～ S20.12.31生)	10,692 円	3,564 円	9,678 円	3,226 円
66歳～70歳 (S30.1.1生～ S34.12.31生)	2,313 円	771 円	1,761 円	587 円	81歳 (S19.1.1生～ S19.12.31生)	12,117 円	4,039 円	11,205 円	3,735 円
71歳 (S29.1.1生～ S29.12.31生)	3,354 円	1,118 円	2,571 円	857 円	82歳 (S18.1.1生～ S18.12.31生)	13,671 円	4,557 円	12,927 円	4,309 円
72歳 (S28.1.1生～ S28.12.31生)	3,795 円	1,265 円	2,943 円	981 円	83歳 (S17.1.1生～ S17.12.31生)	15,324 円	5,108 円	14,832 円	4,944 円
73歳 (S27.1.1生～ S27.12.31生)	4,329 円	1,443 円	3,381 円	1,127 円	84歳 (S16.1.1生～ S16.12.31生)	17,019 円	5,673 円	16,866 円	5,622 円
74歳 (S26.1.1生～ S26.12.31生)	4,938 円	1,646 円	3,906 円	1,302 円	85歳 (S15.1.1生～ S15.12.31生)	18,705 円	6,235 円	18,930 円	6,310 円
75歳 (S25.1.1生～ S25.12.31生)	5,607 円	1,869 円	4,530 円	1,510 円					

- ≪本人・配偶者・親≫の掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、更新日（今回は 2 0 2 5 年 7 月 1 日）から適用します。掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。
- 掛金は、2 0 2 4 年 4 月 1 7 日現在の引受保険会社の保険料率等に基づいております。記載の掛金は、総保険金額が 2 億円超 3 億円未満の場合の掛金となります。
- 当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。
※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1 年未満の端数は 6 か月以下は切捨て、6 か月超は切上げます。
（例：1 9 歳 7 か月の被保険者の方の保険年齢は 2 0 歳となります。）
- 本人の月払掛金には、制度運営費 1 5 0 円（一律）が含まれています。
- 本人の親が加入する場合は本人の加入が条件となります。また、配偶者の親が加入する場合には配偶者の加入が条件となります。
- 本人の親の保険金額は本人の保険金額以下とし、配偶者の親の保険金額は配偶者の保険金額以下とします。

総合レジャー補償

傷害補償（MS & AD型）特約セット団体総合生活補償保険

割引合計
約36%適用

※割引率は以下のとおり団体割引等を連算して算出しています。
1-((1-団体割引20%)×(1-損害率による割引20%))

最大1億円
まで補償

ご家族も
補償対象

ケガと日常生活のリスクに備えましょう！

●配偶者・こどもはご加入いただけません。

加入コース ZD	月払保険料（男女共通） 690 円		
傷害補償	保険金額	その他の補償	保険金額
傷害死亡保険金	130 万円	携行品損害保険金	10 万円（免責金額：3,000 円）
傷害後遺障害保険金 その程度に応じて傷害死亡・後遺障害 保険金額の4%～100%	後遺障害の程度により 5.2 万円～130 万円	日常生活賠償保険金	1 億円（免責金額：0 円）
傷害入院保険金 支払対象期間 180 日（1 日より） 支払限度日数 180 日（免責期間：0 日）	1 日につき 1,800 円	キャンセル費用保険金	10 万円（免責金額あり※1）
傷害手術保険金 傷害入院保険金日額の40・20・10 倍	所定の手術の種類により 7.2 万円・3.6 万円・1.8 万円	レンタル用品賠償責任保険金	30 万円（免責金額あり※2）
傷害通院保険金 支払対象期間 180 日（1 日より） 支払限度日数 90 日（免責期間：0 日）	1 日につき 1,200 円	救援者費用等保険金	150 万円

（※1）免責金額は1回の事故につき1,000 円またはキャンセル費用の20%相当額のいずれか高い額となります。
（※2）免責金額は1回の事故につき3,000 円またはその損害賠償金の20%相当額のいずれか高い額となります。

補償内容	保険金をお支払いする場合	事故例	被保険者 ^{（補償の対象となる方）}
傷害補償 国内外補償	国内外を問わず、日常生活・お仕事などにおけるさまざまな事故や、天災によるケガ・熱中症による危険を補償します。 ※天災危険補償特約セット ※熱中症危険補償特約セット ※通院にオンライン診療含みます。 詳細は「特に重要なお知らせ」10ページをご覧ください。	階段から落ちて骨折した 熱中症で入院した	ご本人のみ
携行品損害 国内外補償	<u>自宅敷地外において</u> 、携行する被保険者所有の持物が損害を負った場合に保険金をお支払いします。 ※保険金お支払方法は修理費または新価払です。 ※保険の対象に含まれない物もございます。 詳細は「特に重要なお知らせ」11ページをご覧ください。	旅行先で、カメラを落として壊した	ご本人のみ
日常生活賠償◆ 国内外補償	<u>日常生活において</u> 、他人にケガをさせたり他人の物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。 ※職務遂行に直接起因する賠償事故は対象となりません。 ★示談交渉サービス 日本国内で発生した賠償事故に限り(◆1)サービスがご利用になれます。 ＜示談交渉サービスとは＞ 引受保険会社が被保険者であるお客さまに代わって、被害者の方と賠償額の決定などの示談へ向けた交渉を行います。損害賠償金の額の決定などの交渉に対するお客さまの不安を軽減します。	自転車が行歩行者と接触しケガを負わせた ※上記事例でも、事故状況等により法律上の損害賠償責任が発生しない場合は、保険金のお支払対象とはなりませんのでご注意ください。	・ご本人 ・ご本人の配偶者(◆2) ・ご本人またはその配偶者(◆2)の同居の親族(◆3) ・ご本人またはその配偶者(◆2)の別居の未婚（これまでに婚姻歴がないこと）をいいます）のお子さま
キャンセル費用 国内外補償	被保険者本人、ご本人の配偶者またはご本人の1親等内の親族が死亡・入院した場合に、予約していた特定のサービスを受けられなくなりキャンセル費用を負担する場合に保険金をお支払いします。 ※被保険者に同行する配偶者のキャンセル費用も含まれます。	親が急病で入院し、旅行をキャンセルした	ご本人のみ
レンタル用品賠償責任◆ 国内レンタル品につき国内外補償	日本国内においてレンタル業者から賃借したレンタル品を盗難または破損させた等により、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします(レンタル期間が6か月以内の物に限り)。 ※保険の対象に含まれない物もございます。 詳細は「特に重要なお知らせ」15～16ページをご覧ください。	レンタルのスーツケースを壊した ※上記事例でも、事故状況等により法律上の損害賠償責任が発生しない場合は、保険金のお支払対象とはなりませんのでご注意ください。	・ご本人 ・ご本人の配偶者(◆2) ・ご本人またはその配偶者(◆2)の同居の親族(◆3) ・ご本人またはその配偶者(◆2)の別居の未婚（これまでに婚姻歴がないこと）をいいます）のお子さま
救援者費用等 国内外補償	救援対象者（被保険者本人）の遭難等により、ご本人、ご本人の配偶者(◆2)およびその親族(◆3)が負担する捜索救助費用等を補償します。	山で遭難し捜索救助が行われ親族が現地へ赴いた	・保険契約者 ・ご本人 ・ご本人の配偶者(◆2) ・ご本人の親族(◆3)

- ◆ 被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって、責任無能力者を監督する親族を被保険者としてします。
- （◆1）相手の方が引受保険会社と直接衝衝することに同意しない場合や、被保険者が正当な理由なく引受保険会社への協力を拒まれた場合などには、示談交渉はできませんのでご了承ください。また、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。
- （◆2）配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- （◆3）親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
- ＜総合レジャー補償＞※補償内容に関する詳細や保険金をお支払いできない主な場合については「特に重要なお知らせ」9～16ページを必ずご確認ください。

月々690円で日常生活賠償と携行品損害もカバーできます！

日常生活賠償

ご本人またはそのご家族が日常生活における法律上の損害賠償責任を負担した場合に補償します。

※職務執行に直接起因する賠償事故は対象となりません。

万が一の自転車による賠償事故も補償します！

⇒総合レジャー補償では、ご自身のケガの補償に加え、損害賠償事故（自転車事故等）に備える特約もセットしています。



自転車での加害事故例

示談交渉サービスが利用できます

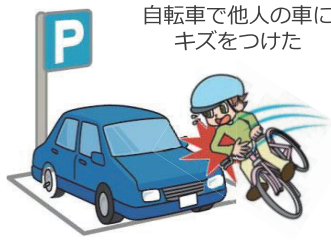
詳細は左ページをご覧ください。

男子小学生（11才）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62才）と正面衝突。女性は頭がい骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。
（神戸地方裁判所、平成25（2013）年7月4日判決）
（※）判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です（金額は概算額）。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。
日本損害保険協会のホームページより引用

判決認容額(※) 9,521 万円

2021年4月1日施行の「宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」で義務化された補償の条件を満たしています。

※宮崎県ホームページの自転車損害賠償責任保険等の取扱事業者一覧に、宮崎県学校生活協同組合も掲載されております。



自転車で他人の車にキズをつけた

その他の事故例

飼い犬が他人に噛みつきケガをさせた



買い物中、誤って商品を壊してしまった

※上記事例でも法律上の損害賠償責任が発生しない場合は、保険金のお支払対象とはなりませんのでご注意ください。

携行品損害

居住する住宅外で、携行している身の回り品に損害が発生した場合にお支払いします。

再調達価額でお支払い

携行品損害の事故例

※下記は一例であり、決まった金額ではありません。

	支払保険金	事故状況
バトミントンラケット	20,400 円	バトミントンの試合中に、誤ってラケットを床にぶつけてしまい破損。
財布（現金）	25,000 円	かばんを置いてゲームをしていたところ、かばんが盗まれた。後日かばんは発見されたが、現金等が入っていた財布は見つからなかった。 ※現金（5万円限度）および財布が補償の対象となります。
釣竿	32,600 円	海岸で磯釣り中、テトラポットの上から落ちそうになり、その際、竿が岩にぶつかり曲がってしまった。
ゴルフクラブ	7,000 円	バターをキャディバックから取り出す際に落とし、発進したカートが踏んでシャフトが折れた。
ビデオカメラ	12,000 円	公園で子どもが遊んでいる姿を撮っていたところ誤って落としてしまい破損した。

※2019年10月1日以降保険始期契約より「傷害保険」を改定しており、携行品損害補償の保険対象も変更になっております。保険の対象について詳しくは「特に重要なお知らせ」11ページをご覧ください。

事故が発生した場合

保険金のご請求方法をご案内いたします。
詳細は最終ページをご覧ください。

サービスのご案内

総合レジャー補償に加入された被保険者（補償の対象となる方）は、「生活安心サポート」をご利用いただけます。
サービスの詳細は「特に重要なお知らせ」50ページをご覧ください。

《ご加入後のご注意》

- 事故が起こった場合は、30 日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ご加入後に他の同様の補償を提供される保険や共済にご加入の場合は、ただちに団体（保険契約者）、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡いただかなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- この保険は宮崎県学校生活協同組合を保険契約者とし、宮崎県学校生活協同組合の組合員の方を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。
- ご契約の内容はご契約に適用される普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。
- 団体総合生活補償保険の「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」、保険証券は保険契約者（宮崎県学校生活協同組合）に交付されます。

長期療養収入補償制度

精神障害補償特約セット団体長期障害所得補償保険

団体割引
20%適用

割引率の変更に伴い、保険料が変更となっております。必ずご確認ください。

●増加傾向にある精神障害についても、所定の精神障害の場合は最長24か月補償されます。

制度の趣旨

病気（所定の精神の病気を
含む）やケガで働けなくな
った場合

約3か月は傷病休暇扱いで、
給料が補償されます。
※有給休暇期間や公的医療保険制
度等の給付期間については、雇
用形態により異なります。

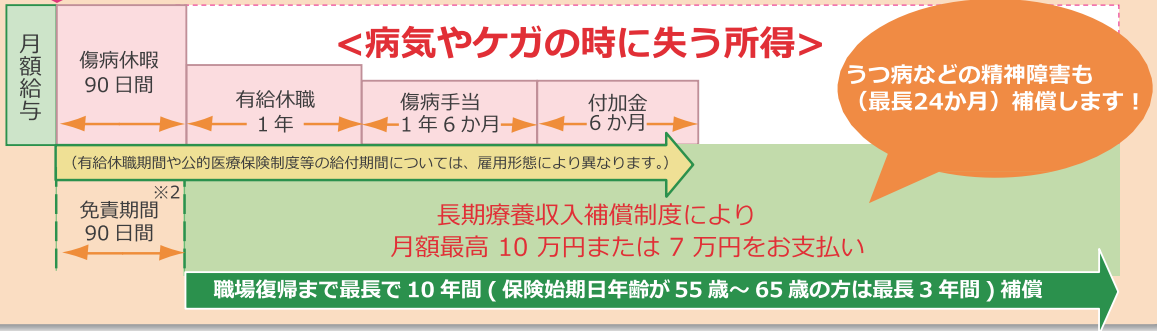
その後、所得が減少していき
ますが、当制度から職場復帰
されるまで月々定額補償いた
します。

最長10年間（保険始期日年齢54
歳までの場合）にわたって補償さ
れますので、所得喪失を防ぐことが
できます。

補償内容

病気・ケガで長期にわたり働けなくなった場合（入院・自宅療養）、月額最高10万円または7万円を、最長で10年間お支払いします。
また、免責期間終了後に一部復職された場合で、就業に支障があることにより所得が回復されず、20%超の所得喪失があれば、所得の減少割合に応じて保険金をお支払いします。※1

病気やケガで就業障害



※1 一部復職後の所得喪失率が20%超の場合、てん補期間（保険金をお支払いする期間）を限度として、次の算式により保険金をお支払いします。
支払保険金＝加入コースの保険金月額×所得喪失率（*）
免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額
（*）所得喪失率＝1－
免責期間が始まる直前の、上記期間に対応する各月における所得の額

※2 就業障害が連続する期間をいいます。（傷病休暇期間にかかわらず90日間となります。）

月払保険料

Cコース（月額7万円）には、満50歳以上の方のみ加入いただけます。
（50歳～54歳の方はCコース、55歳～65歳の方はDコースとなります。）

※精神障害補償特約セット

2025年7月1日時点の満年齢	免責期間 ・ てん補期間	月額10万円		月額7万円	
		Aコース		Cコース	
		男性	女性	男性	女性
15歳～24歳（H12.7.2生～H22.7.1生）	90日 ・ 10年	489円	290円		
25歳～29歳（H7.7.2生～H12.7.1生）		515円	385円		
30歳～34歳（H2.7.2生～H7.7.1生）		575円	537円		
35歳～39歳（S60.7.2生～H2.7.1生）		764円	859円		
40歳～44歳（S55.7.2生～S60.7.1生）		1,201円	1,496円		
45歳～49歳（S50.7.2生～S55.7.1生）		1,980円	2,481円		
50歳～54歳（S45.7.2生～S50.7.1生）		3,306円	3,908円	2,313円	2,736円

2025年7月1日時点の満年齢	免責期間 ・ てん補期間	月額10万円		月額7万円	
		Bコース		Dコース	
		男性	女性	男性	女性
55歳～59歳（S40.7.2生～S45.7.1生）	90日 ・ 3年	2,359円	2,463円	1,651円	1,724円
60歳～64歳（S35.7.2生～S40.7.1生）		4,240円	3,955円	2,968円	2,769円
65歳（S34.7.2生～S35.7.1生）		6,325円	5,358円	4,428円	3,750円

- 上記の保険料は2025年7月1日時点の満年齢を基準としています。
- 長期療養収入補償制度に加入するためには「グループ保険」の加入が必要です。
- 所定の精神障害による就業障害のてん補期間は最長24か月（免責期間は90日）です。詳細は「特に重要なお知らせ」18ページをご覧ください。
- 告知事項による加入資格と支払要件は異なる場合がありますのでご注意ください。正しく告知をされ、加入資格を得られていても、新規加入日から12か月以内に就業障害になった場合、就業障害の原因となった身体障害について、新規加入日前12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または通常は医師に診療を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- 保険始期日時点の年齢が55歳～65歳の方のてん補期間は最長3年間です。
- 上記の保険料は団体割引20%を適用しています。

《ご加入後のご注意》

- 事故が起こった場合は、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ご契約の内容はご契約に適用される普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては取扱代理店またはあいおいニッセイ同和損害保険（株）までご照会ください。
- この保険は宮崎県学校生活協同組合を保険契約者とし、宮崎県学校生活協同組合の組合員の方を加入者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。
- 団体長期障害所得補償保険の「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」、保険証券は保険契約者（宮崎県学校生活協同組合）に交付されます。

<長期療養収入補償制度> ※補償内容に関する詳細や保険金をお支払いできない主な場合については「特に重要なお知らせ」17～19ページを必ずご確認ください。

Memo

各制度の加入資格

※各制度の詳細やお支払い等に関する詳細について「特に重要なお知らせ」を

ご覧いただき、ご理解のうえお申込みください。

お申込みいただく前に

本ページの加入資格および「申込書兼告知書」に記載の内容をよくご理解のうえ、お申込みください。加入資格がないのにお申込みされた場合、もしくは「申込書兼告知書」に事実と相違することを記入された場合は、保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。

退職後継続加入制度のご案内

退職者(再任用を除く)および2025年4月1日時点で65歳に達する方は「退職後継続加入制度」にて保険を継続することができますが、加入できる年齢や保障額に制限がありますのでご注意ください。
詳細は「特に重要なお知らせ」28ページをご確認ください。

グループ保険

- 以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。
- 《**本人**》宮崎県学校生活協同組合の組合員(再任用の方を含む)で、年齢14歳6カ月超75歳6カ月以下の方。
(PTAに雇用されている職員、県に雇用されている臨時的任用職員のうち掛金を給与A口座から差引きできない方、市町村に雇用されている臨時的任用職員の方を除く。)
ただし、新規加入・増額は年齢65歳6カ月以下の方。
- 《**配偶者**》《**本人**》の**配偶者の方**で、年齢満18歳以上75歳6カ月以下の方。
ただし、新規加入・増額は年齢65歳6カ月以下の方。
- 《**子ども**》《**本人**》の**扶養する子ども(＊)**で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。
ただし、**加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。**
(＊)健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

<ご注意>

- (1)ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- (2)本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。
(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
- (3)配偶者・子どものみで加入することはできません。
- (4)配偶者・子どもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- (5)保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
- (6)組合員が宮崎県学校生活協同組合の組合員資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。
- (7)本人の扶養から外れた子どもがいる場合、脱退手続きをお願いします。(2025年7月1日からの保険期間中に就職等の理由で加入資格から外れる場合は、更新日の前日(2026年6月30日)までご加入できます。)
- (8)リビング・ニーズ特約付加時に被保険者が余命6カ月以内と判断されることを保険契約者または被保険者が知っていた場合、その被保険者はリビング・ニーズ特約に加入することができません。

- 以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。
- 《**本人**》**公的医療保険制度に加入している**宮崎県学校生活協同組合の組合員(再任用の方を含む)で、かつ**グループ保険に加入している(今回加入する場合を含む)方**で、年齢14歳6カ月超69歳6カ月以下の方。ただし、新規加入・増額は年齢65歳6カ月以下の方。
- 《**配偶者**》**公的医療保険制度に加入しており、《本人》の配偶者の方**で、年齢満18歳以上69歳6カ月以下の方。
ただし、新規加入・増額は年齢65歳6カ月以下の方。
ただし、**すでに他の医療保障保険(団体型)に加入されている方はご加入になれません。**
- 《**子ども**》《**本人**》の**扶養する同一戸籍の子ども**で年齢0歳以上22歳6カ月以下の方。
ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。
{ 扶養する同一戸籍の子どもとは、本人が加入している公的医療保険制度における被扶養者で、かつ本人と同一戸籍に記載されている方です。 }

<ご注意>

- (1)ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- (2)本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。
(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
- (3)配偶者・子どものみで加入することはできません。
- (4)保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
- (5)組合員が宮崎県学校生活協同組合の組合員資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。
- (6)本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者でなくなった子どもについては、脱退手続きをお願いします。(2025年7月1日からの保険期間中に就職等の理由で加入資格から外れる場合は、更新日の前日(2026年6月30日)までご加入できます。)

医療保障保険

介護保障保険

- 以下の加入資格の他、介護保障保険専用の「おひさまねっと」もしくは「加入申込書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。
- 《**本人**》宮崎県学校生活協同組合の組合員(再任用の方を含む)で、かつ、**グループ保険に加入している(今回加入する場合を含む)方**で、年齢14歳6カ月超75歳6カ月以下の方。
ただし、新規加入・増額は年齢65歳6カ月以下の方。
- 《**配偶者**》《**本人**》の**配偶者の方**で、年齢満18歳以上75歳6カ月以下の方。
ただし、新規加入・増額は年齢65歳6カ月以下の方。
- 《**親**》《**本人**》《**配偶者**》の**実父母**(養父母は含みません)で年齢39歳6カ月超85歳6カ月以下の方。

<ご注意>

- (1)一旦加入すれば、その後病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- (2)本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。
(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
- (3)配偶者・親のみで加入することはできません。また、配偶者の親が加入する場合には、配偶者の加入が条件となります。
- (4)配偶者・本人の親は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。配偶者の親は、配偶者と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- (5)家族間で「姓が異なる」場合など、引受保険会社が必要と認めた場合には、「住民票」や「健康保険証」等の提出が必要となる場合があります。
- (6)お申込みに際しては告知をしていただきます。告知事項に該当する場合には加入(増額)できません。
- (7)保険期間中に本人が当保険の支払いを受けたとき、または死亡・脱退されたときは、配偶者・親(配偶者の親も含む)も同時に脱退となります。
- (8)保険期間中に配偶者が当保険の支払いを受けたとき、または死亡・脱退されたときは、配偶者の親も同時に脱退となります。
- (9)組合員が宮崎県学校生活協同組合の組合員資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

総合レジャー補償

- 以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。
- 《**本人**》**グループ保険に加入している(今回加入する場合を含む)方**。

<ご注意>

- (1)ご加入中であれば、その後ケガをされたり、保険金をお支払いする事由が発生しても、加入資格を満たすかぎり、原則、継続加入することができます。
- (2)組合員が宮崎県学校生活協同組合の組合員資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。
- (3)保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

長期療養収入補償制度

- 以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。
- 《**本人**》**グループ保険に加入している(今回加入する場合を含む)方**で**年齢満15歳以上満65歳以下の告知日時点で正常に勤務されている方(再任用の方を含む)**。

<ご注意>

- (1)保険金のお支払対象となった翌年度について、保険金をお支払いした就業障害の原因となった傷害または疾病については、内容に応じてご契約をお断りしたり、その傷害または疾病を含む損害保険会社所定の傷病群についてお支払いから除外することを条件としてご継続いただくことがあります。
- (2)組合員が宮崎県学校生活協同組合の組合員資格を失われた場合は、当制度から脱退となります。
(3月末日で退職する方については、3月末日付での脱退となります。)